

子どもの安心と希望の実現のための教育機会の確保と生活支援の充実について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省、文部科学省

- 1 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、公私立を問わず、経済的理由により修学を断念する生徒を出さないため、補正予算による対応も含め、国の「高等学校就学支援金」の更なる充実又は新たな支援制度の創設をしていただきたい。
- 2 子どもの貧困を断ち切るための学校を核としたプラットフォーム構築のため、中心的な役割を果たすスクールソーシャルワーカーの早期配置について、十分な予算を確保していただきたい。
- 3 ひとり親家庭の子ども等に対する居場所における生活支援や学習支援を実施するため、「子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進」について十分な予算を確保していただきたい。
- 4 子どもの心の問題に対応する心理専門職など専門職の配置により児童相談所の体制を強化するため、「児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進」について十分な予算を確保していただきたい。
- 5 児童自立支援施設退所児童等に対して退所後の悩み相談や助言、就業自立支援などのきめ細やかな支援などを行う居場所づくりに対して、補正予算による対応を含め、支援制度を創設していただきたい。

< 文部科学省の概算要求 >

- ・ 高校生等への修学支援 3,909 億円 (27 年度予算額 3,909 億円)
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるための支援金を支給するなどを実施
- ・ 学校をプラットホームにした総合的な子供の貧困対策の推進 10 億円の内数
スクールソーシャルワーカーの配置拡充 2,247 人 3,047 人(800 人増)

< 厚生労働省の概算要求 >

- ・ 子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進 1,979 億円
(27 年度予算額 1,893 億円)
ひとり親家庭の自立を支援するため、子どもの居場所づくり、子どもの学習支援などの支援策を強化
- ・ 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進 1,245 億円
(27 年度予算額 1,198 億円)
児童相談所等の体制強化及び専門性の向上による相談機能を強化

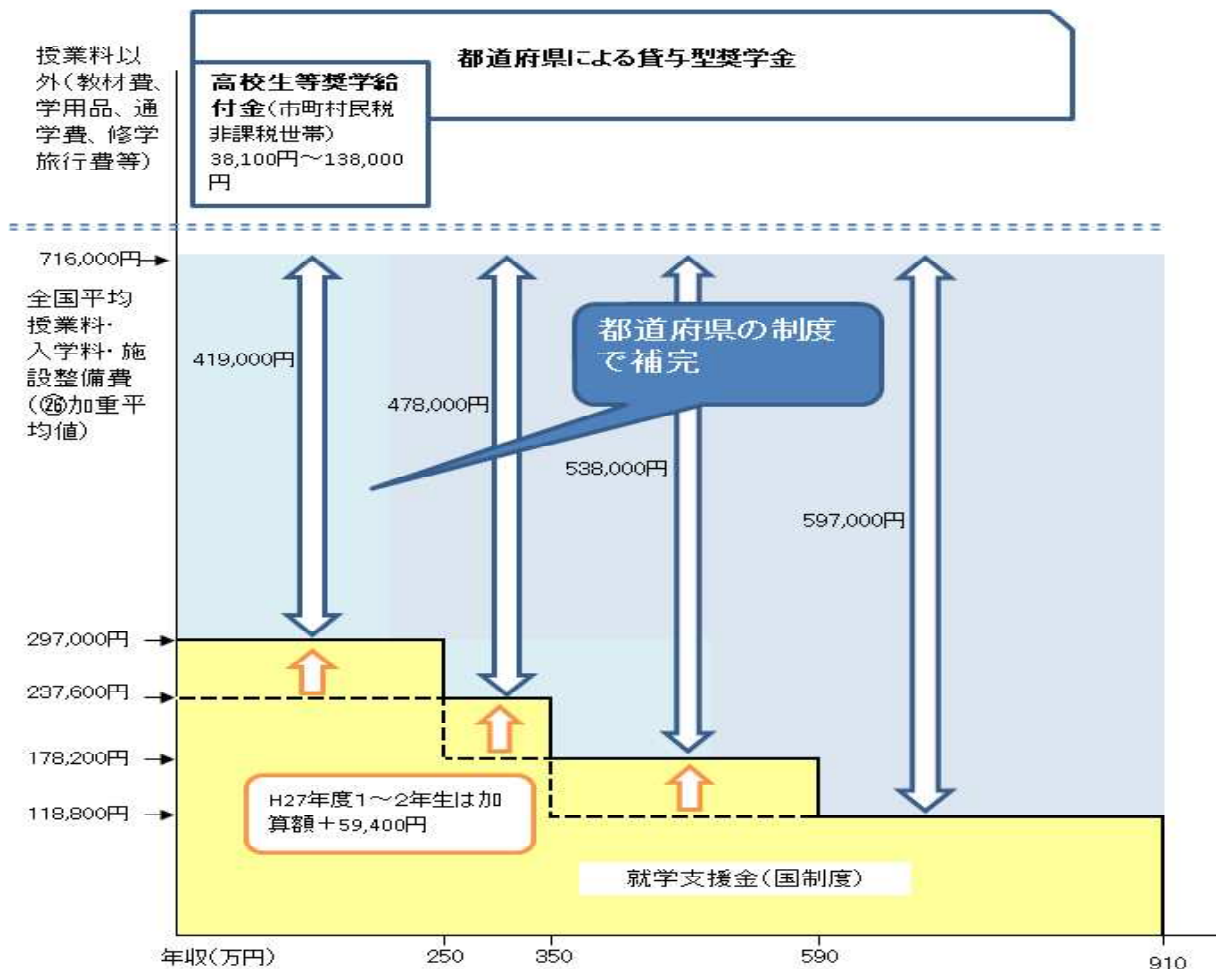
【現状・課題等】

- 1 公立高校の授業料は年間 119 千円（全国一律）であるのに対し、私立高校は授業料・入学料・施設整備費等を合わせると年間 716 千円（平成 26 年度の全国加重平均値）である。

高校授業料の公私間格差

公立高校については、国の「高等学校等就学支援金」による授業料軽減により、概ね年収 910 万円未満の世帯については、実質無償化となるが、私立高校は年間約 42 万円～ 60 万円の負担が残る。

昨年度より国において「高校生等奨学給付金」制度が創設されたが、同給付金は私立で年間約 4 万円～ 14 万円（公立：約 3 万円～ 13 万円）と金額的に少ない上、そもそも授業料以外の費用に充てるものであり、授業料の公私間格差を埋めるものではない。



国の「高校生等奨学給付金」の制度の概要

対象経費：教科書・教材費、学用品費、通学費・通学用品費、クラブ活動費・課外活動費、PTA会費、生徒会費、修学旅行費

支出方式：対象者への直接給付 実施主体：都道府県 補助率：1 / 3

学年進行：26 年度 1 年生、27 年度 1 年・2 年生、28 年度 1 年・2 年・3 年生

対象世帯及び給付額

京都府の私学支援制度

京都府においては、平成 23 年度より「京都府私立高等学校あんしん修学支援事業」として、概ね年収 500 万円未満の世帯については、65 万円まで私立高校の授業料減免事業を実施（生活保護世帯等については全額無償化）し、経済的理由による高校中退者の割合が大きく減少する（20 年度 4.0 % 26 年度 0.6 %）など学ぶ意欲のある生徒の修学継続に大きな成果を上げてきた。

しかしながら、国の「高校生修学支援基金」が昨年度で廃止されたため、京都府においては全額単費で修学支援事業を継続しているが、その負担は大きく（平成 27 年度京都府当初予算約 40 億円）、安定した事業実施のための財源確保に苦慮している。

京都府私立高等学校あんしん就学支援事業（授業料減免事業）の概要

・補助対象者

京都府内の私立高等学校に在籍する京都府民の生徒（国制度については、京都府民以外の生徒も対象）で保護者の収入がおおむね 500 万円未満

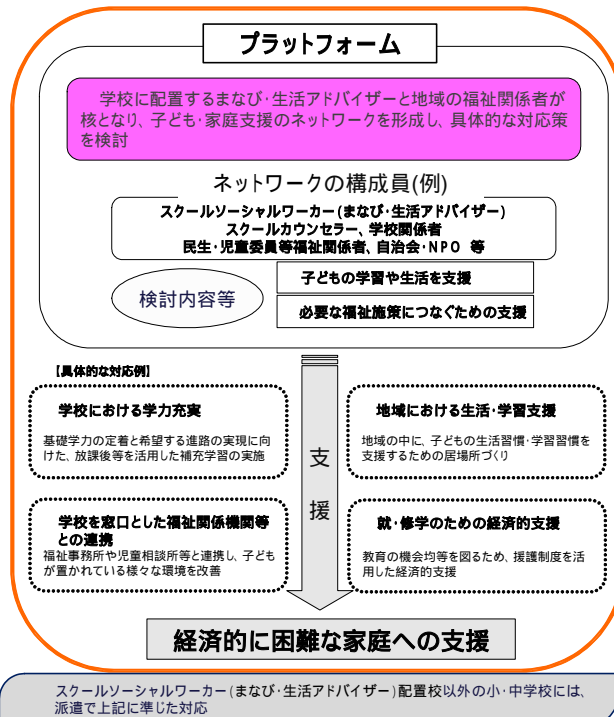
・支給額等

府内平均授業料（65 万円）まで無償化（生活保護受給世帯、失業・倒産により家計が急変して一定所得基準以下となった世帯については、学校の授業料減免等により全額無償化）

- 2 子どもの貧困の連鎖を断ち切るためには、学校をプラットフォームとして位置づけ、福祉関係者等によるネットワークの構築により、子どもの学習・生活支援などの総合的な施策が必要であり、子どもの状況に応じた支援ができる社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーの拡充配置が必要

学校をプラットフォームにするとは

子どもは将来を担う社会の宝であり、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会が必要である。学校には、子どもや家庭の状況など多くの情報があることから、学校と福祉関係者や地域の自治会やNPO法人などが連携し、切れ目のない子どもへの支援を行う。



- 3 ひとり親家庭の親と子に対し、生活支援・学習支援や相談支援を実施する居場所について、府内 20 ヲ所で N P O 法人や社会福祉法人等と連携して実施しており、生活習慣や学習習慣の定着が図れるなどの効果が現れていることから、引き続き十分な財源の確保が必要
- 4 京都府における児童虐待の相談件数において、約半数が心理的虐待が増加傾向（平成 26 年度 1,121 件中 567 件が心理的虐待）で平成 24 年度の約 2 倍。心の問題に対応するなどの児童相談所の体制強化が必要
- 5 施設退所児童は 18 歳で施設等を離れ自立するが、施設退所後は施設とも疎遠となり孤立しがちな上、社会経験の乏しさなどから中途退学や短期離職を繰り返す場合も多いため、退所後気軽に集まりお互いに悩みを相談したり、就業自立に向けた助言を受けるなどのきめ細やかな寄り添い支援を行える拠点が必要

【参考】

京都府ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

ひとり親家庭等の子と親が、気軽に集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を設置

11 団体（20 ヲ所）（ $\text{\textcircled{27}}$ 39,450 千円）

京都府における児童虐待相談等の状況

1 受理件数の年次推移

年度	21	22	23	24	25	26
児相名						
家庭支援総合センター	90	140	148	175	227	298
南部家庭支援センター	208	219	308	321	498	532
北部家庭支援センター	124	169	163	236	239	291
計	422	528	619	732	964	1,121

2 虐待の種類

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
24	211	19	217	285	732
25	220	30	294	420	964
26	258	21	275	567	1,121
構成率(%)	23.0	1.9	24.5	50.6	100.0

【京都府の担当課】

健康福祉部 家庭支援課 075-414-4592・4555

文化スポーツ部 文教課 075-414-4517

教育庁 社会教育課 075-414-5882